



# 安全の手引き

(平成30年1月改訂)

在モンゴル日本国大使館

## 【はじめに】

### 安全の手引きについて

モンゴルでは、豊かな自然や歴史・文化、日本とモンゴルとの二国間関係の発展を背景に、長期滞在や短期の旅行等で訪れる日本の方々が年々増加しています。

この安全の手引きは、当地に長期、短期を問わず滞在される皆様に、当地の犯罪発生状況、滞在中の防犯に対する基本的な心構え、具体的注意事項などを紹介することを目的に作成したものです。

当地での滞在を満喫するためにも、まずは「自分の身は自分で守る。」という意識を持ち、安全対策には万全を期してください。

## 【防犯の手引き】

### 1 防犯の基本的な心構え

モンゴルでは、1990年の民主化・市場経済への移行後の経済的混乱を乗り越え、急速に経済が発展しました。その反面、貧富の差の拡大や、ここ数年の経済の低迷などにより、特に首都ウランバートルでは近年、窃盗、詐欺、強盗等の犯罪が頻発し、外国人も多く被害に遭っています。

モンゴルでは、一般的に日本人を含め外国人は「金持ち」と見られていますので、「自分は犯罪者のターゲット」になり得るという意識を持ち、常に警戒を怠らないことが重要です。

### 2 モンゴルにおける犯罪発生状況

(1) モンゴル警察庁が公表した2017年中の犯罪統計によると、犯罪認知総件数と、犯罪種別の内訳は以下のとおりです。

総件数 32,259件（前年比 +19%）

#### 内訳

殺人	189件	（前年比	+9%）
強盗	1,233件	（同	+160%）
暴行・傷害	8,812件	（同	+7%）
窃盗	12,222件	（同	+35%）
ひったくり	56件	（同	-68%）
詐欺	2,996件	（同	+38%）
強姦	376件	（同	+30%）
薬物犯罪	324件	（同	-22%）

認知総件数は、2016年に、最近5年間では初めて前年より減少しましたが、2017年は大きく増加に転じました。強盗、窃盗、詐欺など、財産を狙った犯罪が大きく増加しているほか、暴行・傷害などの粗暴犯罪、強姦等の性犯罪もこの数年増加を続けています。特に強盗は、夜間、一人歩きをする外国人を狙った

ケースが立て続けに発生しており、同様の犯行を繰り返す者が多数いることが窺われます。窃盗では、街頭におけるスリが引き続き多く発生しており、日本人を含む外国人が多数被害に遭っています。殺人・強盗・強姦などの凶悪犯罪の一定人口当たりの発生件数（発生率）は、概ね日本の10倍前後で推移しており、日本とは治安状況が大きく異なるとの認識とともに、嚴重な防犯対策が必要です。

(2) 幸いにして、誘拐事件や銃器等の凶器を使用した事件の発生は多くはありませんが、飲酒の上での刃物を使用した突発的な殺人、傷害致死事件は日本に比べて多発しております。また、薬物犯罪については、去年は前年比で減少したものの、長期的には増加傾向にあり、違法薬物の一般国民への蔓延が懸念される状況にあります。

### 3 防犯のための具体的な注意事項

(1) 住居における注意事項

モンゴルの都市部の住居はアパート等の集合住宅が一般的ですが、特にウランバートル市内では空き巣などの侵入窃盗犯罪が多く、市内全域で発生が報告されています。

当地のアパートの玄関扉は二重の施錠ができるようになっているものが多く、一見すると防犯設備は堅固な印象を受けますが、当地で一般的に使用されている鍵は信頼性が低く、バール等の工具によって容易に破壊できるようです。

泥棒被害に遭わないようにするための対策を以下に紹介します。

#### 【鍵】

- スペアキーを玄関マットの下や鉢植えの下など、戸外に置かない。
- 鍵に自身の人定事項（名前、住所、電話番号）を書いたタグを付けない。
- 新しく入居した場合、可能な限り全ての鍵を交換する。

#### 【ドア】

- 外部に通じるドアには、内側に高品質の安全鍵を付ける。
- 入居前にドアがしっかり閉まるか、鍵がしっかり機能するかチェックする。
- 在宅中であっても正面出入口ドアには必ず鍵を掛ける。
- 玄関ドアにはのぞき穴を設置し訪問者の識別ができるようにする。

#### 【窓】

- 全ての窓に鍵が掛かるようにする。
- 合わせガラス、粉碎防止フィルムをはり、侵入を困難にする。

#### 【警報装置】

- 警報装置を外から見える位置に設置する。
- 警報装置は全てのドア、窓からの侵入を感知できるものを選ぶ。

#### 【不審な電話】

- 不用意に個人情報（住所、勤務先等）を教えない。
- 相手に自分が一人で家にいることを伝えない（子供には特にしつけておく。）。

### 【貴重品等の適切な記録・保管】

- 正確な型番、シリアルナンバー等の記録、刻印、印等で識別化しておくことで、盗まれた際、警察への報告が容易になるばかりでなく、盗品の被害が回復される場合があります。
- 宝石、芸術品や製造番号等のない物は写真撮影しておく。
- 物の詳細が記載された評価価格証明書を購入しておく。

### 【泥棒の被害にあった場合】

- 警察緊急電話（102番）か、自宅の管轄警察署に至急電話する。（102は英語での会話が可能。）
- 警察が到着するまでに、何が盗まれたのか（ブランド名、型番、シリアルナンバー、正確な特徴、刻印の詳細）をできる範囲で整理しておく。
- 警察の鑑識活動を念頭に、現場を壊さないよう配慮する。

## （2）外出時における注意事項

### 《スリ》

犯罪者にとって、最も捕まる危険が少なく容易にできる犯罪がスリです。

言い換えれば、日本人が当地で最も被害に遭いやすい犯罪とも言えるでしょう。

注意点や対策としては以下のとおりです。

- 市場（ザハ）、デパート、バスの車内、駅、空港など人が多く集まる場所では、特に用心を欠かさない。
- 上着の外ポケットや胸ポケット、ズボンの後ろポケットなど、外部から容易に触れられるポケット等には貴重品を収納しない。
- リュックやバックは気づかないうちに開けられたり、ナイフ等で切られることがあるので、常に視界に入れておく。

### 《置き引き》

- レストランでの食事中や走行中の列車内など、どのような場合であっても、またいかに短時間であっても、手荷物から目を離さない。
- 貴重品はできるだけ持ち歩かない。

### 《強盗》

- 夜間の一人歩きは避ける。
- 観光案内や頼み事などを口実に近づいてくる者には用心する。またその者から誘われても決してついて行かない。
- 持ち歩く現金や貴重品は常に必要最小限にとどめる。
- 凶器や複数人による強盗に遭遇してしまった場合、無理な抵抗はせず、自身の身を守ることを優先する。

### 《車上狙い》

- 駐車中はいつでもどこでも施錠することを忘れない。
- 車から離れる際は車内にカバンや貴重品を置いておかない。

### 《暴行・傷害など》

- 酔っ払いに絡まれることを避けるため、そのような人間には不用意に近づかない。
- 節度を欠いた飲酒が行われている場からはなるべく遠ざかる。

### 《詐欺》

- 旅先で親しくなった人でも、金銭の貸し借りはしない。
- クレジットカード等を使用する場合は店員のカード操作を確認する。世界的にスキミング（あらかじめ用意しておいた装置でカードの磁気情報を盗み、偽造カードをつくる手口）により、多額の被害が出ている。海外旅行に行く場合にも注意する。
- Eメール等を使って銀行の口座番号、暗証番号等を聞き出す手口があるため注意する。特に暗証番号は絶対に他人に教えない。

### 《性犯罪》

- 夜間は女性の一人歩きはせず、タクシー等を利用する。
- 夜間の公衆トイレ・公園・人通りの少ない場所、街灯がない暗い道路を避けて歩く。
- 見知らぬ者からの誘い（食事、観光案内等）には安易に乗らない。
- 知り合っ間がないなど、素性のよくわからない者の家に安易に行かない。またアパートのオーナー等であっても安易に自分の部屋に入れない。
- バー等で見知らぬ者から勧められる飲物には、特に注意する。
- 旅行やドライブは複数で計画的に行動するよう心掛ける。
- 身体の露出が多い服装での外出は控える。

### 《薬物犯罪》

覚せい剤、コカイン、大麻、合成麻薬といった違法薬物が出回っています。繁華街や路上で販売していた売人が逮捕される事件が続発しています。薬物は所持も使用も厳重に処罰されます。そして何より身体を蝕み、人生を狂わします。薬物には絶対に手を出さないでください。

## 4 交通事情と事故対策

### (1) 交通事情

モンゴルでは近年の自動車保有台数の急増に伴い、車の交通量も急増しています。しかし交通量の増加に反し、道路整備、信号機などの整備、交通安全教育や取締りなどの対策が遅れているため、年々交通事故が増え、また渋滞も深刻化しています。

モンゴルの道路は、大きな通りでも信号機のない交差点や通行区分標示のない区間があり、道幅も随所で変わるなど、戸惑うことが少なくありません。また、横断歩道以外の場所で横断する歩行者も多く、飛び出しには十分な注意が必要です。

そして何よりもモンゴル人の運転マナー水準は日本に比べてかなり低く、割り込

みや信号無視、一時不停止、ウィンカーなしの突然の車線変更、極端な速度超過、通行区分違反を犯しての追い越しなど、事故に直結するような違反行為が至る所で数多く見られるほか、飲酒運転による重大事故も日本より頻発しています。したがって運転に熟達した方であっても、自ら運転することには相当のリスクが伴うと言えるでしょう。

運転する場合は、上述のリスクを勘案し、法令を遵守することはもちろん、徹底した防衛運転をする必要があります。

警察の取締りは、主に速度違反、飲酒運転に対して行われており、速度取締りは幹線道路でのオービス（自動速度取締装置）による速度測定・撮影、飲酒運転取締りは警察官による呼気検査などにより行われています。

## （２）事故時の措置

事故発生時には、原則として単独事故であっても、警察への届出が必要です（緊急通報「１０２」番もしくは最寄りの警察署）。また、事故の目撃者など、事故原因の証人となり得る第三者をその場で確保している場合などを除き、警察が臨場する前に車両を移動させてはならないという規則があり、大抵の場合、発生した状態のまま警察の到着を待たなければなりません。

万一、交通事故に遭ってしまったら、慌てず冷静に、次のことを行います

### ア 時間と場所及び相手の車両ナンバー等の確認

まず発生時間と現在地を確認しましょう。警察に通報する場合、この２点は不可欠です。また、相手の「車両ナンバー、運転手の人相・着衣」をメモしておきましょう。

### イ 負傷者の救護

負傷者がいる場合は、負傷者の救援を優先してください（救急要請は「１０３」番）。

### ウ 警察への通報

発生日時、場所、事故形態、負傷者の有無について伝えます。

### エ 相手の確認と証拠保全の措置

相手の住所、氏名等は運転免許証等で必ず確認しましょう。

過失の認定や損害程度を明確にするため、可能であれば破損箇所を写真撮影しておきましょう。

後に交渉になった場合に備え、目撃者がいる場合には状況に応じ可能な限り「住所・氏名・電話番号」を聞いておきましょう。

### オ 注意する点

相手が飲酒運転等の場合、相手との交渉は、相手を車から降ろしてから。

## 5 テロ・誘拐対策

### （１）テロ

幸い、当地ではイスラム過激派等によるテロ事件は発生していません。また、治安当局によれば、当地ではイスラム過激派等の存在は確認されていないとして

います。その他宗教上の過激団体等の存在も確認されていません。

しかしながら、当地においてテロが発生しないという確証はありません。次章（緊急事態の手引き）を参考にいただき、万が一の場合の備えをしておくことをお勧めします。

## （２）誘拐

当地では、身代金等を目的とした誘拐事件は、極まれにしか発生していません。また、誘拐を行うような犯罪者集団の存在も確認されていません。

しかしながら、今後、在留邦人等を対象とした誘拐事件が発生する可能性はないとは言えません。

誘拐事件はビジネス上のトラブルや怨恨、不満等が遠因となる場合が多く、事前に脅迫を受ける等の「兆し」がある場合がほとんどです。

万が一このような「兆し」が確認された場合は、早めに当地警察及び大使館にご相談ください。

### ※ 緊急連絡先

《在モンゴル日本国大使館》（開館時間：祝祭日を除く月～金曜 9:00~17:45）

代表電話 11-320777

ファックス 11-313332

ホームページ [http://www.mn.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.mn.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

《消防》 101 （モンゴル語のみ）

《警察》 102 （モンゴル語、英語、ロシア語）

《救急》 103 （可能であれば、自力で移動し受診した方が早いことも）

《ウランバートル市内の主な医療機関》

・ Intermed 病院 77011111

・ SOS クリニック 11-464325（時間外 91913122）

・ Songdo 病院 70129000

・ 国立外傷病院 11-687795

・ 国立感染症センター 11-450491



## 【Ⅱ 緊急事態の手引き】

### 1 平素の準備と心構え

航空機事故，テロ，クーデター，内乱，地震等の大規模災害，疾病の流行等の緊急事態は，いつ，どこで発生するか予測ができません。

モンゴルでは，今のところ幸いにして上記のような緊急事態は発生していませんが，いざという時に備え，食料等の備蓄や旅券・外貨等の準備など，緊急事態に対する備えをしておくことが大切です。

また，在留届は大使館がモンゴルに滞在されている方と，必要な連絡や安否確認などができる唯一の手段となります。3ヶ月以上当地に滞在する場合は，必ず大使館に在留届を提出してください。また，在留届提出後の転居，帰国等についても，必ず大使館までお知らせください。

#### (1) 旅券

常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。(6ヶ月未満の場合には，当館に切替発給の申請をしてください。)

旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段には血液型を記入しておいてください。なお，当地におけるID等の各種証明書，許可証等は，いつでも旅券と一緒に持ち出せる状態にしておいてください。滞在許可等は，常に有効なものとしておくことが必要です。

#### (2) 現金，貴金属，貯金通帳，有価証券，クレジットカードなど

これらのものは，緊急時に旅券同様すぐに持ち出せるようにしておいてください。現金は，家族全員が10日間程度生活できる当地通貨(トグログ)，航空券の購入及び帰国途中にかかる経費(ホテル数泊分及び当座の生活費)の外貨(米ドル等)を予め用意しておくことをお勧めします。

#### (3) 携帯電話等の通信手段

携帯電話、スマートフォン等の通信手段は、情報の発信及び収集を行うために欠かせない物です。日頃からこまめに充電しておきましょう。

#### (4) 自動車の整備

自動車をお持ちの方は，常時良好なコンディションを保つよう整備を心がけるとともに，燃料は常に十分入れておくようにしてください。また，車内には懐中電灯，地図，ティッシュペーパー，冬期であれば予備の防寒着等を備え置きください。

自動車をお持ちでない方は，近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り，必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

#### (5) 携行品の準備

居住先からの移動を必要とする事態に備え，上記(1)～(4)に加え，次の



携行品を備えて、すぐ持ち出せるようにしておいてください。

○ 衣類・着替え

長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、ことさら人目を引くような華美なものでないもの。防寒性に十分配慮する必要があります。

○ 履き物

行動に便利で、靴底の厚い丈夫なもの。耐寒性のあるもの。

○ 非常用食料等

米，調味料，缶詰類，インスタント食品，粉ミルク等の保存食品及び飲料水等，家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際には，この中からインスタント食品，缶詰類，粉ミルク，飲料水等を携行するようにしてください。

○ 医薬品

家庭用常備薬のほか，常用薬，外傷薬，消毒用石鹸，衛生綿，包帯，絆創膏等。

○ 携帯電話等の充電器

携帯電話とともに充電器も忘れずに携行してください。乾電池式や手動式の充電器があれば、電源のない場所でも充電可能です。

○ ラジオ

電池使用のもの（NHK海外放送，BBC等の短波放送が受信できるものが望ましい。）。電池の予備も忘れないようにしてください。

○ その他

懐中電灯，ライター，ろうそく，マッチ，ナイフ，缶切り，栓抜き，紙製の食器，割り箸，固形燃料，簡単な炊事用具，可能であればヘルメット，防災頭巾など（応急的に椅子に敷くクッションでも可。）。  
特に冬期の場合は，毛布，厚手の上着等の防寒用具を十分に準備する必要があります。

## 2 緊急時の行動

### (1) 基本的な心構え

緊急事態発生時は，通信の途絶や当局による報道統制等により，事実に基づかない噂が流布することも予想されます。また，一時的な無政府状態となり，暴動や略奪等が発生することも考えられます。

このため，まず落ち着いて，冷静に行動することが重要です。噂を安易に信じてはいけません。

### (2) 情報の把握

大使館では可能な限り情報の収集に努めるとともに，可能な通信手段を使用して治安情勢，当地政府の措置，通信・交通等公共サービスの現状，滞在に当たっての注意事項等の情報発信に努めます。

緊急事態発生時には，大使館からのメール配信・電話連絡，NHK海外放送及びNHK海外向け短波放送など，その時点で使用可能な通信手段により各種情報

を伝達することとなりますので、情報収集にご配慮ください。

(3) 大使館への通報等

大使館は、情報の提供、被災地等にお住まいの方の安否確認、退避支援などについて最大限の努力を払います。

皆様におかれましても、可能な限り電話等により大使館へ所在情報、安否情報等をお寄せ下さい。

(4) 国外への退避

当地での滞在の継続が困難となることが予想される場合、国外への退避をお勧めする場合があります。（退避勧告）

## 【おわりに】

犯罪被害や天災などの緊急事態は、いつ我が身に降りかかるか分かりません。一度発生してしまえば、外国では日本のような行政サービスを受けることは望むべくもなく、被害の回復や身の安全の確保などは難しいと言えるでしょう。

そのためにも、平時からの防犯・緊急事態に対する意識や備えが重要です。この「安全の手引き」が、少しでも皆様のご参考となれば幸いです。

※ 当館では、ご希望される方にメールマガジンをはじめ、安全情報等の各種情報をメール配信しています。大使館からのメール配信を希望される方は、下記アドレスまでメール配信を希望する旨ご連絡下さい。（個人情報の管理につきましては万全を期しております。大使館からの情報配信等の目的以外の理由で、お知らせいただいた情報を利用することは一切ありません。）

【情報発信用メールアドレス：consul-section1@ul.mofa.go.jp】